

吉峰クラインガルテン市民農園利用規約

(目的)

第一条：この規定は利用者同士が協力し、農園の適切な管理、農園の保全を図ることを目的とする。

(利用者の資格)

第二条：貸し出し農園の利用者は次の条件を満たすものとする。

- 1、吉峰の地域住民と積極的に交流を持てる者。
- 2、充実した菜園を作る意志のある者。
- 3、市民農園の利用規約等を遵守できる者。

(利用の規約)

第三条：

- 1、利用希望者は申込みが完了した後、2週間以内に現地を確認の上、農園の賃貸契約を締結するものとする。
- 2、年間契約の期間は1年とする。契約の更新は最長5年まで更新することが可能とする。

(農園の利用と環境保全)

第四条：

- 1、農園における作物の栽培は自家消費のものに限定する。
- 2、利用者は良好な環境を保全するため、騒音や悪臭の防止に努めなければならない。
- 3、他区画に迷惑をかける管理状況とならないように努めなければならない。

(農園等の改修)

第五条：

利用期間が終了した時点において、残存物がある場合、利用者の責任において処分し、施設開設者の確認を受けなければならない。

(契約の解除)

第六条：利用者が契約締結後において、草取りなど良好な管理を行わない場合、

契約を一方的に解除できるものとする。この場合、利用料は返還しない。

(災害の補償)

第七条：

施設開設者は利用者が受けたいかなる災害に対してもその責を負わない。

(損害の賠償)

第八条：

利用者が施設に損害を与えた場合、利用者の責任において補修し、施設開設者の同意を受けなければならない。

附則：この規約は平成 27 年 10 月 1 日から施行する。